

# 令和6年度 就学事務システム標準化検討会

令和5年度までの検討状況と令和6年度の実施について

# 1. 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

## 1.1. これまでの経緯と今年度の検討内容

- 就学事務では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）に基づき、地方公共団体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、市区町村・事業者への意見照会、有識者による検討会及び自治体職員で構成されるワーキングチームを経て、令和6年3月に「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第3.0版】」及び「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第3.0版】」を策定しました。
- 標準仕様書の改定に当たっては、デジタル庁「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」（令和5年6月16日）において、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として見直しは行わないこととされています。そのため、今年度の検討に当たっては、デジタル庁との協議及び第3.0版への各自治体やベンダからいただいたご意見を踏まえ、以下の検討を行いました。
  - － 誤記・表記ゆれの修正や反映漏れ等の必要最低限の訂正
  - － 仕様書の解釈の疑義に対する補記
- 就学援助システムにおいては、仕様書の改定となるため、有識者からなる検討会にてご意見をお伺いし、最終化を行います。

## 2. 就学事務システム標準仕様書【第3.1版】について

### 2.1. 改定及び正誤表作成のポイント

- 今回の改定では、デジタル庁「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に従い、改定及び正誤表での対応を行います。

対応種別	考え方（デジタル庁資料より抜粋）	該当システム
<p>(1) 仕様書の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>標準仕様書の改定に伴う地方公共団体及び事業者の負担を軽減するため、<b>制度改正等の政策上必要と判断される見直しを行う場合は、原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書を公表する。</b>ただし、制度改正が毎年予定されているなど、1年前までの仕様書の見直しが困難な事務については、デジタル庁と制度所管省庁で協議の上、別途定める。</li><li><b>制度改正等以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として、年1回の特定の期日を目途に見直し内容を反映した標準仕様書を公表することとし、当該内容に係る適合基準日は、公表後1年後以降とする。</b>ただし、<b>移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。</b></li></ul>	<p>該当なし</p> <p>就学援助システム 標準仕様書が該当</p> <p>&lt; 事由 &gt; ・ 誤記修正/表記ゆれ修正 ・ 自治体・ベンダ意見の反映等</p>
<p>(2) 正誤表の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正については、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、正誤表で対応することができる。正誤表は、デジタル庁が別途定める様式を用いて、標準仕様書の版数単位で作成することとし、標準仕様書のファイル名に更新日付を含める等、訂正があったことが確認できる形で公開すること。</li></ul>	<p>就学援助システム 標準仕様書が該当</p> <p>&lt; 事由 &gt; ・ 仕様書の解釈の補記等</p>

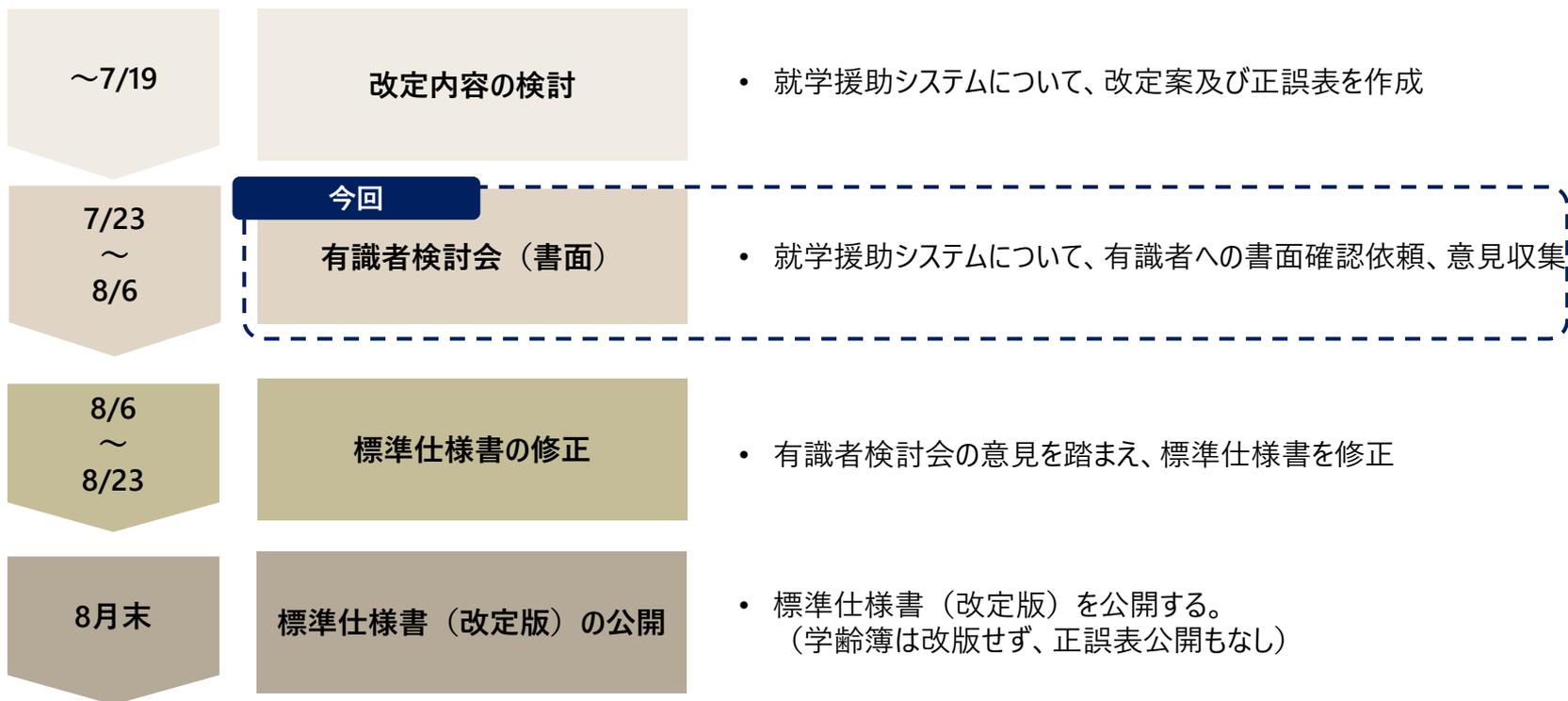
審議  
依頼  
内容

## 2. 就学事務システム標準仕様書【第3.1版】について

### 2.2.改定のプロセス

- 標準仕様書の改定にあたっては、昨年度と同様に有識者による検討会を実施することで、実効性の高い標準仕様書を策定します。
- ただし、今回の改定内容は、デジタル庁で整理をされた横並び調整方針の反映であることや、軽微な修正にとどまっていることから、検討会は対面で実施せず、書面にて構成員の方々に確認いただく想定です。

#### 改定のスケジュール



### 3. 就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第3.0版】からの主な修正点

- 標準仕様書【3.0版】からの主な修正点は別添資料のとおりです。
- 就学援助における修正点については、デジタル庁横並び調整方針への対応、仕様書間の整合性の確保、解釈の補記や誤字などの軽微な修正のみであったため、書面開催としています。

## 4. その他軽微な改定について

- デジタル庁「横並び調整方針」の改定を踏まえ、学齢簿システム及び就学援助システムの両仕様書において、帳票要件に適合基準日を設定します。
- なお、本件は軽微な修正であるため、検討会での協議事項とはしていません。

適合基準日を  
追加

### 就学事務システム(学齢簿編製等)

#### 帳票要件【第3.10版】

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能名称	帳票ID (新)	帳票ID (旧)	帳票要件	実装区分 (指定都市、指定都市以外共通)	備考(改定内容等)	適合基準日
<b>4.2 新規就学者登録</b>										
4.2 新規就学者登録	4.2.1 小学校就学予定者一覧			小学校就学予定者一覧	0170001		小学校就学予定者一覧について、学校側に直接印刷ができ、併せてXLSX形式又はCSV形式のいずれかの形式により出力できること。出力項目は、「4.1.3 一覧表の共通項目」に規定する項目(児童生徒情報及び保護者情報)に以下を新たに加えること。 ・児童生徒の現住所	実装必須機能		令和08年4月1日
4.2 新規就学者登録	4.2.2 保護者情報チェック一覧表			保護者情報チェック一覧表	0170002		保護者情報チェック一覧表について、直接印刷ができ、併せてXLSX形式又はCSV形式のいずれかの形式により出力できること。出力項目は、「4.1.3 一覧表の共通項目」に規定する項目(児童生徒情報及び保護者情報)とする。 ・児童生徒の住民記録情報の続柄 ・児童生徒の世帯番号 ・児童生徒の世帯主氏名	実装必須機能		令和08年4月1日
4.2 新規就学者登録	4.2.3 保護者警告チェックリスト			保護者警告チェックリスト	0170003		保護者警告チェックリストについて、保護者の自動判定が行えなかった児童生徒を対象に、直接印刷ができ、併せてXLSX形式又はCSV形式のいずれかの形式により出力できること。出力項目は、「4.1.3 一覧表の共通項目」に規定する項目(児童生徒情報)とする。 ・児童生徒の世帯番号 ・児童生徒の世帯主氏名	実装必須機能		令和08年4月1日
4.2 新規就学者登録	4.2.4 異動通知書			異動通知書	0170004		異動通知書について、XLSX形式、PDF形式又は直接印刷のいずれかの形式により出力できること(保護者宛、新旧学校長宛)。また、学齢簿変更届出年月日又は学齢簿変更年月日の範囲指定により一括出力できること。 カスタマーバーコードを載せること。 通知書タイトル及び通知文は、個別に設定できること。	実装必須機能		令和08年4月1日
4.2 新規就学者登録	4.2.5 学齢簿異動者一覧		訂正	学齢簿異動者一覧	0170005		学齢簿異動者一覧について、学齢簿の異動(変更)を行った児童生徒を対象に、直接印刷ができ、併せてXLSX形式又はCSV形式のいずれかの形式により出力できること。また、児童生徒の学年と、学齢簿変更届出年月日又は学齢簿変更年月日付の範囲指定により、新旧それぞれの学校期に出力できること。出力項目は、「4.1.3 一覧表の共通項目」に規定する項目(児童生徒情報及び保護者情報)に以下を新たに加えること。  【変更前の情報】 ・児童生徒氏名 ・児童生徒振り仮名(フリガナ) ・児童生徒の生年月日 ・児童生徒性別 ・児童生徒の住所 ・学校名 ・保護者氏名 ・保護者振り仮名(フリガナ) ・保護者と児童生徒との関係 ・児童生徒の世帯番号	【第3.0版】にて、振り仮名法制化に伴い訂正	令和08年4月1日	

※就学援助システム仕様書についても同様に修正。

## (参考) 標準仕様書の改定・運用に係る考え方

- 標準仕様書の改定に係る考え方の詳細については、以下のデジタル庁の資料をご参照ください。

[標準仕様書の改定・運用に関する考え方 \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp)